

令和7年 第11回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.11.4	許可
	2	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.11.4	許可
	3	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.11.4	許可
議案第2号	1	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.11.4	承認（進達）
議案第3号	1	非農地証明願いについて	R7.11.4	許可

令和7年 第11回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第11回総会
- 2・日時 令和7年11月4日(火) 午後15時00分～15時40分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 議案第3号 非農地証明願いについて 1件

5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	前田 邦彦	4	○	佐藤 春菜	7	○	石橋 哲徳
2	○	田代 修一	5	○	石橋 一也	8(副会長)	○	岩永 嘉之
3	○	池田 美由紀	6	○	林 直司	9(会長)	○	藤 一郎

最適化推進委員

草野 正雄	—	—	宮西 正弘
—	吉永 幸勝	堀 敏彦	岳川 淳彦

農業委員会事務局 江口恵美 坂井資幸 木寺康雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

只今から令和7年第11回有田町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに 藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

～会長挨拶～

○事務局

ありがとうございました。
只今の出席委員は9名中9名です。
定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。
それでは有田町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）
それでは本日の署名委員は、4番（佐藤 春菜）委員、5番（石橋 一也）委員によりしくお願いいたします。
続きまして、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について議題とします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP1からP5が申請内容で、P6に位置図、P7に航空写真を添付しています。
～資料の読み上げ～
今回の申請地は上内野農事組合法人が米の裏作として麦を作付される期間の7ヶ月間の設定です。
当初は、農地中間管理機構を経由しての利用権の設定を予定しておりましたが、農業公社の方より事務手続き上3年未満の契約は3条で行ってくださいということでしたので、今回3条での申請となっております。当初利用権の予定でしたので、現地確認は事務局にて済ませています。表作は通常の米とか作られているので、農地として適正に管理されている農地となっております。

○議長（会長）

説明が終わりました。

麦まきから収穫までの期間借地という事です。

現地確認は行ってありますので、質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP8が申請内容で、P9に位置図、P10に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

10月27日、正副会長と事務局、○○○委員さんと私の6人で現地確認を行いました。P9の地図の方で説明しますと、県道○○○線沿いの○○○地区で、町道○○号線へ入って行きまして500mほど進み、借受け人の○○○前を通って行った所の赤印が付いたところです。これをP10の航空写真の方で見ますと中央に左から右へ町道○○号線がありまして、住宅地の後ろの方にあたります。住宅地は道路と同じレベルで、申請地の方は住宅地から2.5mから3mくらい下がった所がありました。細く長くなったところです。現地の状況を見ますと、草刈りは一応されているようで草の背丈が5・60cmでした。周辺は、耕作放棄地のように高い草があり、ここら一体がそういう感じになっている状況です。借受け人の○○○の方は畑として活用したいとの事ですので、トラクターや田植え機はいりませんので十分活用できるのではと思われます。ただし、畑だとすると水田ですから排水をちゃんとしなきゃいかんだろうとは思われます。全体的に見ると特に問題ないかというふうに確認しました。審議の程よろしくをお願いします。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

この場所がですね、結構がつつり下がっていてジトジトした場所です。先ほど現地確認の○○○委員さんからも暗渠排水で周りを掘って排水対策をしたうえで果樹等なら植えてもという助言もありましたので、借受け人の方にも伝えておきたいと思っております。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

○最適化推進●番委員

期限これはないんですか。

○事務局

5年間の契約です。

○最適化推進●番委員

わかりました。

○議長（会長）

他に質問はありませんか。

○●番委員

水田に果樹を植えるのはいいんですか。

○事務局

果樹は一応農作物ですので大丈夫です。

○議長（会長）

他に質問はありませんか。

質問がないようですので採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請3番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP11が申請内容で、P12に位置図、P13に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

10月27日に現地確認してまいりました。場所は、〇〇〇の西側になり、〇〇〇さんからちょっと入った場所になります。今回3筆かたまっているところの目の前が〇〇〇さんのご実家で、飛び地が1つ有りますが既に管理をされているという事で果樹等が植えてあり、引き続き管理をされるという事で特段問題はないと思います。

○議長（会長）

地元お委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○最適化推進●番委員

今後の管理をどうされるかお尋ねしたところ、元気な間は自分かするけど、そのうち息子にしてもらおうのかなっという言い方をされました。草刈りなんかも増えた分しなくちゃいけないとも言われましたが、今までもされているんで問題はないのかと思いました。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようですので採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の P 1 4 が申請内容で、P 1 5 に位置図、P 1 6 に航空写真、P 1 7 に平面図、P 1 8 に立面図、P 1 9 が位置図を添付しています。
～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

10月27日に正副会長と事務局、○○○委員さんと私で現地確認をしてまいりました。P 1 5 の位置図で説明しますと、左下の方にだいたい色で線を引いてあるのが県道○○○線です。この県道から○○○方面への三叉路を約1kくらい行った所に○○○○○から降りてきた交差点の所です。これをP 1 6 の航空写真で見ますと、赤い所が今回の申請地です。ここ辺りは農業委員会で何度も行った所で既に埋め立てされておまして、直ぐにも家が建つ状態になっています。長年こういう状態できてましたので水路や排水路には特段問題がなかったということですので、特段問題はないかと思えます。以降協議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

補足説明ではないんですけど、この交差点の付近はこのところ新築住宅が建てられ申請地横も今年に入り農地転用され住宅が建っていて特に問題はないかと思えます。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

○●番委員

現状の地目は田ですが、既に踏み固められて始末書か顛末書が必要と思われませんがその点どうですか。

○事務局

今の時点では農地扱いのまま申請受付していますが、申請者に提出してもらうようにします。

○議長（会長）

では、顛末書の提出をお願いします。

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号非農地証明願申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP20が申請内容で、P21に位置図、P22に航空写真、P23からP25に現地写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

同じく10月27日に確認して参りました。場所はですね、○○○公民館のすぐ隣です。町道沿いの○○○○○○○の入口と○○○公民館の間で、先ほど事務局からも説明があったように現地はもう半分以上がコンクリートに覆われていて農地に戻すにも活用が難しいような場所でしたので、非農地という事で特に問題はないと思います。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○最適化推進●番委員

10月14日に〇〇〇行政書士と一緒に現地確認を行いました。聞くところによりますと。地目は農地で課税は雑種地でなされて、事務局等の説明も含め問題はないかと思います。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号非農地証明願い申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可されました。

以上で、本日の議事事項について全て終了いたしました。その他ございませんか。（なしの声）

無いようですね。

これにて、令和7年第11回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、12月1日（月）の予定です。

総会 15時40分終了